

平成26年 9 月定例会 原案可決・全会一致

議案第 2 号

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める
意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成26年 9 月18日

提 出 者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 佐 藤 政 喜

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書

東日本大震災及び原発事故以降、被災地の教育現場は様々な課題を抱えている。

本県双葉地区では、放射線の影響等により、未だに再開できない小中学校が6校あり、仮設校舎等で臨時的に再開している学校においても、体育館、プールといった運動施設や特別教室等の教育環境が十分に整っていない中で教育活動が行われている。

また、多くの子どもたちは、未だふるさとに帰還することができず、本市をはじめ、県内外で避難生活を送りながら避難先のそれぞれの学校で学んでおり、今後も経済的な支援を必要としている。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちの多くは、遠方からスクールバスや保護者の送迎等により通学するなど、大変厳しい環境の中で生活し学んでいる。

このような中「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成23年度の国の第1次補正予算で創設され、第3次補正予算で平成24年度から26年度までの3カ年分の経費が措置されている。この特例交付金により、被災した子どもたちに対し、学用品費や学校給食費、スクールバス通学に要する諸経費を含む通学費等の補助が行われ、高校生に対しては、奨学金の給付が行われてきた。

本県をはじめ、宮城県、岩手県など広範囲の被災地では、被災した多くの子どもたちが、未だ厳しい環境の中で生活し学んでいる状況であり、平成27年度以降の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の継続等、必要な財政措置により、被災した子どもたちへの就学支援事業を継続する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成27年度以降も継続して実施するため、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月18日

郡山市議会